

## 泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約 新旧対照表（改正部分のみ抜粋）

現行	改正（案）
<p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、堺市が策定する「泉北ニュータウン再生指針」を踏まえ、泉北ニュータウンの再生に向けて、大阪府と堺市が連携し、広域的に取り組むべき以下の事項について、<u>関係する公的団体</u>とともに協議・検討及び事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) <u>泉ヶ丘駅前地域</u>の活性化に関すること。</p> <p>(2) 公的賃貸住宅等の広域的な視点からの再生に関すること。</p> <p>(3) その他大阪府、堺市の連携に関すること。</p> <p>(4) 総合特別区域法第42条に規定する地域活性化総合特別区域協議会として、地域の活性化を推進すること。</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、堺市が策定する「泉北ニュータウン再生指針」を踏まえ、泉北ニュータウンの再生に向けて、大阪府と堺市が連携し、広域的に取り組むべき以下の事項について、<u>関係する公的団体等</u>とともに協議・検討及び事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) <u>泉ヶ丘駅前地域等</u>の活性化に関すること。</p> <p>(2) 公的賃貸住宅等の広域的な視点からの再生に関すること。</p> <p>(3) その他大阪府、堺市の連携に関すること。</p> <p>(4) 総合特別区域法第42条に規定する地域活性化総合特別区域協議会として、地域の活性化を推進すること。</p>
<p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 大阪府</p> <p>(2) 堺市</p> <p>(3) 独立行政法人都市再生機構</p> <p>(4) 大阪府住宅供給公社</p> <p>(5) <u>一般財団法人大阪府タウン管理財団</u></p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、<u>協議会において必要があると認める者</u></p>	<p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 大阪府</p> <p>(2) 堺市</p> <p>(3) 独立行政法人都市再生機構</p> <p>(4) 大阪府住宅供給公社</p> <p>(5) <u>南海電気鉄道株式会社</u></p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、<u>協議会において必要があると認め、別に定める者</u></p>
<p>（委員）</p> <p>第4条 <u>協議会の委員は、前条第1号から第5号に掲げる団体から選出された別表1に掲げる者及び前条第6号に掲げる者をもって充てる。</u></p>	<p>（委員）</p> <p>第4条 <u>協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号から第5号に掲げる団体から選出された別表に掲げる者</u></p> <p>(2) <u>前条第6号に掲げる者のうち、協議会において必要があると認め、別に定める者</u></p>

現行	改正（案）
<p>(幹事会)</p> <p>第10条 協議会に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は別に定める者により構成し、会議に提案する事項などについて審議する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長、副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長は堺市建築都市局ニュータウン地域再生室次長、副幹事長は大阪府住宅まちづくり部都市居住課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで並びに第9条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「副会長」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。</p> <p>6 幹事長は、必要であると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。</p>	<p>第10条 協議会に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は会長が別に定める者により構成し、会議に提案する事項などについて審議する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長、副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長は堺市建築都市局ニュータウン地域再生室次長、副幹事長は大阪府住宅まちづくり部都市居住課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 <u>第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項、第8条第1項並びに第9条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「副会長」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成22年4月13日から施行する。</p> <p>(平成23年3月28日 一部改正)</p> <p>(平成23年6月 2日 一部改正)</p> <p>(平成23年7月21日 一部改正)</p> <p>(平成23年9月10日 一部改正)</p> <p>(平成24年5月10日 一部改正)</p> <p>(平成25年6月 3日 一部改正)</p> <p>(平成27年4月 1日 一部改正)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成22年4月13日から施行する。</p> <p>(平成23年3月28日 一部改正)</p> <p>(平成23年6月 2日 一部改正)</p> <p>(平成23年7月21日 一部改正)</p> <p>(平成23年9月10日 一部改正)</p> <p>(平成24年5月10日 一部改正)</p> <p>(平成25年6月 3日 一部改正)</p> <p>(平成27年4月 1日 一部改正)</p> <p><u>(平成28年4月 1日 一部改正)</u></p>

現行	改正（案）										
<p data-bbox="152 220 450 252">(別表1) <u>協議会構成員</u></p> <table border="1" data-bbox="203 256 1032 488"> <tr> <td data-bbox="203 256 1032 304">大阪府副知事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 304 1032 352">堺市副市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 352 1032 400">独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 400 1032 448">大阪府住宅供給公社理事長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 448 1032 488">一般財団法人大阪府タウン管理財団理事長</td> </tr> </table>	大阪府副知事	堺市副市長	独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長	大阪府住宅供給公社理事長	一般財団法人大阪府タウン管理財団理事長	<p data-bbox="1128 220 1283 252">(別表) <u>委員</u></p> <table border="1" data-bbox="1180 256 2009 478"> <tr> <td data-bbox="1180 256 2009 304">大阪府副知事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 304 2009 352">堺市副市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 352 2009 400">独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 400 2009 448">大阪府住宅供給公社理事長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 448 2009 478">南海電気鉄道株式会社経営政策担当取締役</td> </tr> </table>	大阪府副知事	堺市副市長	独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長	大阪府住宅供給公社理事長	南海電気鉄道株式会社経営政策担当取締役
大阪府副知事											
堺市副市長											
独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長											
大阪府住宅供給公社理事長											
一般財団法人大阪府タウン管理財団理事長											
大阪府副知事											
堺市副市長											
独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長											
大阪府住宅供給公社理事長											
南海電気鉄道株式会社経営政策担当取締役											